

堺市立宮山台小学校いじめ防止対策基本方針

令和7年4月

1. いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（文部科学省）

(2) いじめの4層構造

いじめには、いじめている者（加害者）といじめられている者（被害者）だけでなく、はやしたてたり、おもしろがったりしている者（観衆的な者）や、見て見ぬふりをする者（傍観的な者）を加えた構造がある。観衆的立場の者や傍観的立場の者の積極的ないじめの是認や黙認が、いじめの継続や深刻化に大きな影響を及ぼしている。したがって、いじめの防止には、加害者だけでなく、観衆的立場の者や傍観的立場の者をつくらないことが重要である。

(3) いじめに対する姿勢

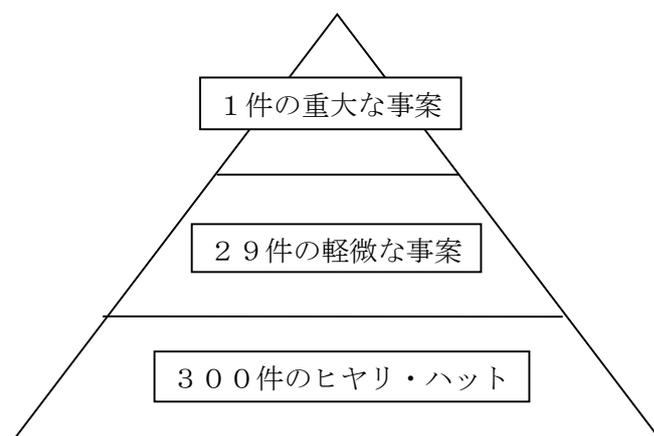
すべての教職員が、いじめはどの学級でも、また、だれにでも起こりうるという認識のもと、いじめは人権侵害行為また犯罪行為であり、絶対に許さないという毅然とした態度で未然防止に努めるとともに、早期発見のため、相談体制やチェック体制の整備を行うものとする。万一、いじめ事象が生じたときは、被害者に対しては、その立場を最優先し、可能な限りの支援を行い、絶対に守り通すという信念を持って対応し、加害者に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導により、早期解決に向けて尽力しなければならない。また、再発防止の観点から、保護者との信頼関係の構築、地域や関係機関との連携協力体制の構築に努める。

いじめ重大事態発生を未然に防ぐために

<ハインリッヒの法則>

1件の重大な事案の裏には、29件の軽微な事案、そして300件のヒヤリ・ハットがあるとされる。

重大事案の発生が予測されるヒヤリ・ハットの段階で対処していくことが重要である。それが、いじめの深刻化するリスクを最小化できることにつながる。



2. いじめの未然防止のために

(1) 豊かな人間性の育成

- ①学校は、人権教育をとおして人権を理解し、人権を尊重した態度や行動をとれる児童を育成する。
- ②学校は、道徳教育をとおして命の大切さを教え、自他共に思いやる心や規範意識を育む。
- ③学校は、児童にいじめ問題を自分のこととして考えさせ、いじめが人間として絶対に許されない行為であることを理解させる。

④学校は、すべての教育活動をとおして、児童一人一人に自尊感情を育み、毎日の学校生活に希望を持ち、自己の成長を実感できるものとしていく。

(2) 望ましい人間関係の構築

①学校は、話し合い活動などをとおして、互いに尊重し合い、良さを認め合い、協力し合うより良い集団づくりを行う。

②学校は、各種委員会や児童会が中心となって、いじめの防止にむけ啓発活動をとおして、いじめを許さない集団づくりを進めていく。

(3) 教職員の人権感覚の醸成

①教職員は、常に研究と修養に努め、確かな人権感覚を養い、日ごろから児童理解に努め、児童が発するサインを見逃さず、いじめを見抜く力の向上に努める。

②教職員は、自己の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払うことに努める。

③教職員は、児童一人ひとりを大切に授業を行うため、授業改善と工夫に努める。

(4) 各教職員の目標設定

教職員一人ひとりが、よりよい集団づくり、望ましい人間関係づくり、児童理解、人権を尊重した教育活動の展開等の観点で目標設定を行い、各教職員および学校は、その取組状況や達成状況を評価し、さらなる改善に向けた取組を行う。

3. いじめの早期発見のために

(1) 相談体制の整備

①学校は、「いじめ、不登校、虐待防止特別委員会＝子ども支援委員会」を設置し、事例研修等、いじめ問題への取組を定期的に点検し、改善充実を図る。

②学校は、スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）の活用やいじめ相談体制の整備を行い、相談窓口（管理職）の周知徹底を行う。

③学校は、児童や保護者からの相談には、相手の立場に立って思いを十分に聞きとるとともに守秘義務に留意し、真摯に受け止め、迅速に対応する。

④学校は、いじめの兆候が認められるときは、全教職員で情報を共有し、組織で対応する。

(2) チェック体制の確立

①学校は、いじめ対応チェックリストを活用し、児童の状況把握に努める。

②学校は、校内巡視や登下校時の観察、定期的にいじめアンケートを実施するなどして、児童の実態把握に努める。

＊いじめアンケート調査（生活アンケート）の実施について

本校では、毎年6月中旬、11月中旬、2月中旬の計3回、いじめアンケート調査（生活アンケート）を実施し、いじめの未然防止と早期発見に努める。なお、いじめ問題が生じた場合は、必要に応じ、いじめアンケート調査の実施や児童からの聞き取り調査を行う。

(3) 家庭・地域・関係機関との連携

- ①学校は、保護者と連絡ノートや電話、家庭訪問等をとおして連絡を密にし、情報を共有する。
- ②学校は、地域行事等への参加により、地域からの情報収集を行うとともに、関係機関とも連携を図り情報の共有化を行う。
- ③学校は、学校教育アンケートに、いじめ防止への取組みの項目を入れ、学校の取組状況に対する評価を得るとともに、さまざまな意見を収集し取組の改善を図る。

4. いじめの早期解決のために

(1) 組織的な対応

- ①学校は、いじめと判断された事象が生起したとき、担任等一部の教職員が問題を抱え込むことのないように、子ども支援委員会などを開き、組織で問題解決に向け対応する。
- ②学校は、事実確認を行う際、被害児童の安全確保、心のケア等細心の注意を払い、被害児童を徹底して守りとおす。
- ③加害児童には、毅然とした態度で臨み、行為の善悪を理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ④学校は、事象の深刻化防止の観点から、観衆的立場の者、傍観者の立場の者をつくらぬよう、学級指導や学年集会、全校集会等を通じて、指導を徹底する。
- ⑤学校は、事象が法を犯す行為である場合、早期に警察等に相談し、協力を依頼する。
- ⑥学校は、いじめ事象と判断された場合、速やかに教育委員会へ報告し、指導・助言を受けるとともに、連携しながら問題解決に向け対応する。

(2) 保護者への連絡

- ①学校は、被害・加害児童宅への家庭訪問を行い、事実と今後の対応について説明を行うものとする。
なお、家庭訪問等には、複数教職員で行う。
- ②学校は、必要に応じて、保護者を含めた謝罪の場の設定を行うとともに、教育委員会の助言・指導に従い、学級・学年・学校保護者会を開催し、当該保護者以外への説明責任を果たす。

5. いじめの再発防止にむけて

(1) 継続的な生徒指導

- ①学校は、いじめの再発防止に向け被害児童の心身の安全確保を図るとともに、学習権を保障できる環境の確立に最大限努める。
- ②学校は、いじめの再発防止に向け、加害児童の人権も配慮し、いじめは人格を傷つけ、生命、身体、または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるため、継続的な指導を行う。
- ③学校は、児童への定期的な教育相談や面談等を実施し、いじめの再発の有無を確認する。

(2) 保護者や地域との連携

- ①学校は、定期的に被害・加害児童の保護者を訪問し、児童の学校での様子や家庭での様子等、情報交換を行う。
- ②学校、PTA、地域の関係団体等といじめ問題について協議したり、情報交換したりする機会を設け、いじめの再発防止に努める。

6. 「いじめ・不登校・虐待防止特別委員会＝子ども支援委員会」

(1) 設置の目的

- ①本委員会は、いじめ・不登校・虐待の未然防止と早期発見のための取組について定期的な点検を行い、改善を加えるとともに、事象が発生した時の対応策について協議し、早期解決を図る。
- ②本委員会は、いじめ・不登校・虐待問題に関する職員研修を企画・実施する。

(2) 構成メンバー

- ①通常は、校長、教頭、(主幹)、教務、生徒指導主事、養護教諭、いじめ・不登校・虐待防止主任、スクールカウンセラー、各学年の学年主任6名で構成する。
- ②教務、生徒指導主事、いじめ・不登校・虐待防止主任は、各学年の担任と兼ねることができる。
- ③事象を発見、通報を受けた場合、当該職員も委員会に参加し、情報を提供する。

(3) いじめに対する措置

- ①職員がいじめを発見・通報を受けた場合、速やかに本委員会に情報提供を行う。
- ②関係児童から事情を聴きとり、いじめの事実の有無を確認する。聞き取った情報を、本委員会に報告し、情報の共有化を図る。
- ③本委員会は、必要に応じ、教育委員会の指示を仰いだり、専門家(SC・SSW)等の助言を受けたりしながら、慎重かつ迅速に対応していく。

(4) いじめによる重大事態への対処

いじめを原因とする重大事態を認知した場合は、速やかに教育委員会に報告を行い、「宮山台いじめ・不登校・虐待防止特別委員会」が調査機関として、事実確認等の徹底した調査に努め、調査結果についても迅速に報告する。

- ・児童を個別に呼んで、事実確認をする。 <担任、学年主任等>
- ・事実確認をした情報を生徒指導主事、教頭に報告する。 <担任、学年主任→生指、教頭>
- ・教頭は校長に報告する。 <教頭→校長>
- ・「いじめ・不登校・虐待防止特別委員会」で方針を決定する。 <委員会メンバー等>
- ・校長は堺市教育委員会に報告する。 <校長→市教委>
- ・保護者に直接会い、事実確認した内容や今後の方針等を伝える。 <校長、担任>

7. ネットいじめへの対応

- ・学校は、ネット上のトラブルの未然防止のため、「ネットいじめ防止教室」を実施する。
- ・学校は、企業等の講座を活用し、5・6年児童を対象に、携帯電話やスマートフォンの安心・安全な使い方、使う上でのルールやマナーについて学ぶ機会を設ける。
- ・学校は、児童や保護者に、ネット上のトラブルについての相談窓口となっている関係機関等について周知する。
- ・学校は、万一、ネット上に不適切な書き込み等が発見された場合、即座に削除する措置を講じる。また、必要に応じ、法務局や警察署に協力や支援を求める。